

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-7）

2. 日時

令和2年12月4日（金） 13時15分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与、

上出安全審査官、藤原専門職、河原崎専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長、他7名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

資料2：6次申請 第1回補正と11月27日面談コメント反映案の比較（速報版）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料の第6次設工認の面談を始めます。
0:00:10	本日の面談は、令和2年8月3日付で申請があり、10月30日に第1回補正があった、設工認の申請についての事実確認です。具体的な内容としてはまず前回事実確認した事項、設備の警報と安全機能、
0:00:30	建物の火災、安全避難通路、警報、安全機能、これらについての結果を本日の配布資料でもらっておりますので、これを踏まえて何か追加の事実確認があるか。二つ目としては
0:00:45	新たな確認事項として設備の火災、溢水、三つ目として、建物の溢水、汚染防止、遮へい、最後に前回までに確認した各条文でちょっといろいろな追加の
0:01:00	確認事項が出てるのでそれもあわせて行いたいと思います。
0:01:07	で、
0:01:07	まず本日配付資料としまして
0:01:12	前回の面談の結果ということで、コメントへの対応状況という一覧表とコメント反映案の比較という新旧をもらってます。
0:01:21	で、これについて今日は何か追加のコメントっていうのは、
0:01:25	皆さんないですね。
0:01:28	はい。それでは次の議題に移ります。
0:01:37	まず設備の
0:01:42	まず火災についての事実確認をするかと思えます。
0:01:55	はい、規制庁タナベです。それではただいまから、火災についての事実確認を行いたいと思います。私の方からは、7個、事実確認をさせていただきたいと思えます。
0:02:08	まず最初に、仕様表、177ページ、熱交換器UO2F2貯槽についてですが、今回ですね、UO2F2貯槽に熱交換器(表面)には不燃性材料を用いると記載していますが、
0:02:27	誤字設工認の際には、熱交換器(循環貯槽)において必要な構造材には不燃性材料を用いると記載していました。
0:02:37	今回の申請で不燃性材料に関する記載を表面に限定したのはなぜなのか、ちょっと設計の考えに違いがあるのかについて確認のが一つございます。
0:02:51	他についても続けて確認事項をお伝えしたいと思います。
0:02:56	続きまして、ページ5220ページ、5144ページについて、ウラン粉末を取り扱う設備機器における遮熱板の設計が記載されておりますが、溶液を扱う機器についての説明がございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:12	溶液を扱う機器、今回ですと例えばUO2F2 貯槽についても、粉末を扱う機器と同様の考えで遮蔽板を用いているという理解でよろしいでしょうか。
0:03:25	続きまして、ページ 2472 ページから図イ設 11、遠心分離機洗浄用について、
0:03:35	こちらのポンプのですね。配置がちょっと図面からわかりにくいので、説明をお願いしたいものでございます。
0:03:43	そもそも 2477、2479 がポンプの図面という理解でよろしいでしょうか。
0:03:50	また、2476 ページで上面に遮蔽板と書かれた箇所がありますが、ここにポンプがあるという理解でよろしいでしょうか。
0:04:00	合わせてここ、遮蔽板が上部でいい設計となっている考え方について確認をさせていただきたいと思います。
0:04:08	続きまして、
0:04:10	提示 210 ページの液分離槽について、
0:04:14	こちら、ポンプがですね、構成機器に含まれておりますが、オイルパン遮蔽板は不要で不要なのでしょうか。確認をお願いいたします。
0:04:26	続きまして、ページ 431 ページ材料一覧表。
0:04:32	こちら別表イ設2熱交換器について部位の列において主要な構造材の記載がございません。
0:04:42	他の記載では、主要な構造材、ウランを取り扱う部位、その他といった区分をしていますが、こちらないことについて、どのように整理しているのか、説明を求めるものでございます。
0:04:57	続きまして、ページ 431 ページ材料一覧表沈殿槽においてですね、こちら多分材料マスキングになるので、ちょっとこの場では控えますが、他とですね、記載が少しずれている記載が少し違っているところがございますので、
0:05:16	他とですね同じような材料を使っていますが、記載を変えている理由についてですね、材質であったりとか、そういった点からですねわかるように説明をお願いいたします。
0:05:29	最後に掲示 522 ページ材料一覧表。
0:05:35	金属容器(溶液スラリー)についてですが、こちらアスタリスクで 2 次申請の表を引用しております。
0:05:46	これは今回した、今回申請した容器が 2 次申請の金属容器と同様の材質形状を示しているという理解でよろしいでしょうか。
0:05:58	また、その場合ですが、二次設工認で申請した容器にはパッキンの記載がありますが、今回の容器にはパッキンの記載が含まれておりません。
0:06:09	こちらの差異についても説明を求めるものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:14	以上 7 点ですが、事実確認のみになりますので、後日ですね、資料での回答をお願いいたします。規制庁タナベから以上です。
0:06:26	三菱原子燃料テラヤマです。承知いたしました。後日回答いたしますのでよろしくをお願いいたします。
0:06:40	規制庁アリタです。続きまして、ウラン回収第 1 系列の
0:06:47	乾燥機についてちょっと聞きたいことがありますので、
0:06:51	内容としましては、
0:06:54	335 ページにウラン回収第 1 系列の乾燥機っていうのがあって、あとは別のグループなんですけど、231 ページ、乾燥設備の乾燥機っていうのがあります。ここで名前を同じもんなんですが、火災に係る設計、
0:07:11	番号を比較しますと、乾燥設備の方には、
0:07:17	ケーブル損傷 11-3 の設 3 ケーブル損傷で機能喪失した場合は、安全側に動作するっていうのがあるんですが、ウラン回収第一系列のほうにはそれがございませんで、これらの二つの違いについてちょっと説明いただけますでしょうか。
0:07:48	MNF ナガトシです。ご指摘いただいた乾燥機なんですけれど、当該の乾燥機は水蒸気加熱式の乾燥機ですので、温度はですね、水蒸気の温度以上にならないって、インターロックは不要としてます。
0:08:05	一方ですね、
0:08:08	乾燥設備の乾燥機は電気加熱式のいわゆる大きい物でございますので、過加熱の可能性があるんで、インターロックを設置してしております。それについてはですねケーブル損傷で機能を損傷した場合は、安全側に加熱を停止する設計と
0:08:23	してございます。という意図で違いがあるということでございます。以上です。
0:08:30	はい。規制庁アリタです。同じ乾燥機でも加熱のやり方が違うのでそれに伴って、ケーブル損傷のインターロックがあるかないか決まってるというその考え方は理解したんですが、今の御説明って現状申請書のどこかで読めるのかなと読めるんでしょうか。
0:08:48	回収系列の方の乾燥機が水蒸気による加熱っていうのは、ちょっとこれも。
0:08:57	すいません、音声がですね、聞き取りづらくてももう一度お願いできますか。、
0:09:03	規制庁アリタです。ただいまの説明は理解いたしました。ただ、申請書の方を例えば仕様表と添付説明とかで、
0:09:13	ただいまの説明っていうのは何かどこが読み取れるんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:20	MNF ナガトシですえっとですね、図面の方ですね、電気式のものについてはヒーターの絵を示しております、水蒸気加熱のものについては水蒸気を入れてるということを示しているということでございます。
0:09:41	すいません。規制庁アリタです。その加熱方法が図面からわかるっていうのは理解しました。たださっき言ったようにヒーター加熱のインターロックは、要は、
0:09:53	ケーブル損傷のインターロックはヒーターのやつだけつけて水蒸気の方いらなっていうその辺の設計思想といいますかその辺の考え方っていうのは、どこが読み取れるんでしょうか。
0:10:07	MNFナガトシです。火災の説明書のところに記載してございますが、
0:10:24	ページが 5212 ページ辺りですかね。
0:10:31	ここにですね、事業許可のケーブル損傷時の話、5-14 のお約束事項また後ろに定期的な
0:10:42	こういうものは、
0:10:45	5214 ページに、どれをご動作をドしますというのを示してございます。
0:10:56	規制庁有田です。添付説明の方で読み取れるということで、これは理解いたしましたんで確認させていただきます。
0:11:25	すみません規制庁タナベですちょっとこちらのマイクの設定を一度修正させていただきたいので、一度音声録音停止させていただいてもよろしいでしょうか。
0:11:48	規制庁タナベですが、こちらの音声聞こえていますか。
0:11:54	はい、三菱原子燃料テラヤマです。聞こえております、今中断するということですよ。了解しました。
0:12:01	規制庁タナベですよろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁アリタです。面談を再開します。次の指摘ですが、1点ございまして、こちら後日紙でまとめて回答するようにお願いします。内容についてなんですが、例えば1803ページなんかに主要な構造材ってことでいろいろ
0:00:23	いろいろな部位が書いているんですが、
0:00:28	その
0:00:29	材料一覧の中で主要な構造材の欄に書いているものだったりその他の欄に書いているものだったり、いろいろ書き方が分かれてまして、
0:00:39	整理といいますか主要な構造材の定義って何なのかと。あと
0:00:45	特に例えばケーシングってやつなんかだとこれ火災の要望、火災の要求内容とも関係していきますので、これをもう主要な構造材とは言えないのかと。そういったその主要な構造での整理について後日回答をお願いします。
0:01:12	MNFの入店了解いたしました。
0:01:21	すいません規制庁カミデです。私の方からちょっと割愛で2点ほどあるんですけども。まずロータリーキルン統括ヒーターの使用状況において、安全活動を用いた漏えい確認により、水素爆発等へ時するという説明があるんですが、
0:01:40	これは運用の説明であって、設計の説明とはなっていないので、適切な表現にしていただければと思います。これは書面で後日回答いただいて構いません。
0:01:53	またですね、リサイクル粉投入ボックスの使用料、これは249ページですけども、フードボックスのパネルには難燃性材料を使用するとこの装置のグローブもついてるんですけども、このグローブについて不燃難
0:02:13	の剤に多く使用しなくてよいのかということについてこれについては少し考え方を今、ご説明いただけますか。
0:02:29	MNF ナガトシです
0:02:31	そうですねご指摘いただいた
0:02:35	グローブボックスですけど、材料はですね、 XXXXXXXXXX と申してございますので、一般的にはですね、これは難燃性を示す材料とされております。それと添付説明書の方でですね、これはですね、酸素指数26以上のものを
0:02:53	難燃性というふうに定義しておりまして、IPSだった場合ということで、これから絞られていてちょっと書いてございます。
0:03:04	以上です。
0:03:09	規制庁カミデです。適合性の説明にそのグローブの難燃性がどうかということについてどういうふうにお考えですか。
0:03:26	MNFナガトシです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:33	グローブって汎用品がですね、入手やすいものとか、そういうものを選んで、できるだけ難燃性っていうのを見たいと思っておりますと、なかなかちょっと難しく、
0:03:47	一般的な難燃性を使うものっていうのをちょっと使うと、
0:03:51	だめをちょっと期待したいなと思うんですけど。
0:03:57	今おっしゃられたと考えているところでございます。
0:04:03	規制庁カミデです。ちょっと今のご説明ではやはり申請としては少し説明が不十分かと思しますので、グローブボックスの
0:04:15	火災防止っていう意味ではサイクル施設、各施設いろいろ措置を講じていると思しますので、その辺りですね周りの施設の状況等を見ながら少し検討いただいてまた書面で
0:04:32	回答いただければと思いますのでよろしく申し上げます。
0:04:39	メールでのご指摘承知はしたところ、とかされたりして対応検討させていただきます。
0:04:50	私からはとりあえず以上です。
0:04:59	はい。続きまして規制庁ウエハラです。
0:05:02	私の方はですね来High設備の関係ですけれども、火災のところ、塩化ビニール製の排気ダクトは耐火性向上のため、不燃の構成にするというふうに5229 ページですかね。説明がございましたけれど、
0:05:22	当初許可の段階では、耐腐食性の金属材料で被覆する被覆するというような話もございましたが、今回は鋼製にするということで、そうすると鋼製だけになると、耐腐食性っていうのが十分じゃないんじゃないかと思われまして、
0:05:44	この辺少し、
0:05:46	使い分けですかね。
0:05:48	それをもう少し説明いただけると助かるんですけど。
0:05:53	続けていきます。それからもう一つは
0:05:58	気排のやはり誤報のんですけれども、
0:06:01	吸気ファンとか排気ファン、これ潤滑よとかさどういう。
0:06:06	これは使用しないんでしょうかということです添説設 2.4.1 表
0:06:12	これが 5266 ページ。
0:06:15	ございますけど、ここには反映がありませんので、
0:06:19	ちょっとそこが不明でした。
0:06:21	それとこれらもし有するんであればですね、火災原因の評価っていうのが反映済みかどうか確認いただきたいと思えます。
0:06:31	それからもう 1 件、引き続いて今おっしゃったお伝えしますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:35	許可の添 5-51 ページというところに火災の影響低減としてですね、一周管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する貫通部分の
0:06:53	耐火シール施工の設計のくだりがございますけれども、
0:06:59	施工の施工設計結果っていうのはあるのかどうかですね、どこに記載されているのかというのを確認したいと思います。
0:07:08	私からは以上です。
0:07:16	すいませんウエハラですが、いずれも文書で回答いただければ結構だと思います。以上です。
0:07:30	MNFエジリです。書面での回答の方排除いたしました対応いたします。
0:07:39	はい、原子力規制庁ナガイです。私の方からは、溢水の観点で、対象の設備については、秤量器ですね、申請書でいうと 1987。
0:07:57	ページ前後に、
0:08:01	なります。で、最初にですね、これ 3 点あります。一つ目なんですけど、溢水による電気火災の発生防止のために、配線用遮断器を設置する。
0:08:16	設計を記載していますけれども、建物設計ですね、12.1 の健 6 が建物にもありますが、の設計とそれから設備の設計としては 12.1 の設 7 と。
0:08:31	というのが同じ遮断器の設置について記載しているんですけども、どのように整理して記載しているのか、回答の方をお願いします。
0:08:45	それから二つ目ですけども、やはり保安秤量器なんですけど、申請書の 1987 ページの仕様表で、この中にはウラン管理の 1、2、3、4 と
0:09:01	表記が四つほどあるんですけども、その中で、仕様表のですね一般仕様のその他性能に記載の最大秤量値なんですけど、これは単位が全部グラムになっておりますけれども、
0:09:18	その大きい重量物測るものは、カタログ等見ましてもkgで表示されているものもありますので、それぞれ測定精度を踏まえて記載するようにしてください。
0:09:33	それから三つ目です。申請書だと 1988 ページでやはり仕様表なんですけど、けれども、ウラン管理の 1、2 の秤については、電源が電池式になっておりますけれども、
0:09:50	仕様表のほうでは、配線用遮断器に火災、
0:09:57	防止用のための配線用遮断器を設置する仕様になっておりますので、これについては、
0:10:05	対象となる機器がすべて全部すべてといいますかね保安秤量器の 1、2、3、4 全部に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:18	配線用遮断機がつくように読めてしまいますので、設計上ですね、遮断器を設置する、保安秤量器を特定するような記載にするようにしてください。
0:10:32	以上 3 点については、後日で結構ですが、書面で回答をする、してください。
0:10:40	ナガイの方から以上です。
0:10:44	三菱原子燃料ナカジマです、承知いたしました。
0:10:52	規制庁カミデです。私の方から溢水の関係で 1 点あるんですが、ADUバグフィルタ図面でいうと 2550 ページなんですけども、これ自明ではあるんですけども、溢水高さ以上に設置しているということが寸法として見えないので、
0:11:12	その高さを表示したほうがいいのではないかといい点ですね、これは気づき事項なので、検討いただいて後日書面で回答いただければと思います。
0:11:32	MNF ナガトシです、承知しました。
0:11:38	はい。原子力規制庁ナガイです。
0:11:41	続きまして溢水ですけれども建物関係ですので、申請書ですと、1100 飛んで 3 ページの表へ建の 1-1 になります。
0:11:56	これは原料貯蔵所の
0:12:02	ピットになるんですが、ここの溢水、ピットもあるんですがこの原料貯蔵所を溢水による防護対象と施設としない理由、していないんですがその理由を
0:12:18	説明してください。それから、臨界防止の観点から、燃料貯蔵ピットが建物の中にあるんですけれども、それを防護対象としていない。
0:12:33	ですが、その理由についても説明をしてください。
0:12:38	それから、火災の発生防止の観点、これ溢水による火災発生の防止の観点から、電気火災を想定しなくていいのかという点についても説明をお願いします。
0:12:55	溢水の
0:13:04	水源がないのであれば内ということで、もうそこから先の評価はないんですけれども、溢水水源がある場合には、
0:13:19	それに対するですね、臨界防止とか火災発生の防止という観点で、設計仕様をつけなくていいのかという観点で技術基準の適合性の説明をするようにしてください。これについても後日書面で記載して回答いただいて、
0:13:37	添付の該当しないのであれば添付の説明書等、適切な場所に記載するようにしてください。
0:13:49	三菱原子燃料中島です。承知いたしました。
0:13:58	原子力規制庁のタケダです。私の方からは同じく溢水に関するに関する防護についての記載に記載でシリンダー洗浄棟を対象に、2 点事実確認させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	事実確認だけでございますので、回答は後日書面でいただければと思います。
0:14:22	では二つ続けて説明述べさせていただきます。
0:14:28	1点目が、適合説明書からの記載になるんですが、ページは4627ページになりまして、
0:14:38	事業許可での記載ですね、使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水共用高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を
0:14:55	設置する設計とするというふうな記載があるんですけども、
0:15:00	シリンダー洗浄棟の制御盤については、使用電圧が高い完成用ケーブルに接続する制御盤に該当しないのでしょうか。
0:15:09	ていうのが1点目でございます。
0:15:13	2点目。
0:15:14	基本方針書からの事実確認になります。4882ページです。
0:15:23	この記載で、排気設備(排風機制御盤)については被水防護カバーを設置するとありますが、
0:15:32	シリンダー洗浄棟の制御盤は該当しないのでしょうか。
0:15:37	仕様表には記載がないので、確認をお願いいたします。
0:15:42	以上2点、後日書面でご回答いただければと思います。タケダの方からは以上でございます。
0:15:52	三菱原子燃料ナカジマです。確認の上書面で回答させていただきます。
0:16:08	規制庁のウエハラです。続きまして、
0:16:11	溢水のところでですね、シリンダ洗浄棟と第2廃棄物処理場のところでございますが、シリンダ洗浄棟は耐震に注意
0:16:23	第2廃棄物処理場は耐震分類が2類というふうになってございまして、これが同一溢水区画7-1ですね、としておりますけれども、シリンダー洗浄棟からの溢水は一類の建物内で、許可の段階では堰を一類にするというようなくだりがございましてですね。
0:16:43	これを設けるようにしてございましたから、許可の設計思想を維持してですね、その堰を2類にするというところはどうも納得できませんので、再検討していただいてですね、何かうまい内容があるんであればですけど正当性を説明いただきたいと思います。
0:17:03	これをちょっと書いて回答方針ぐらいお話いただけますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:10	三菱原子燃料のナカジマです・などで今ご指摘いただきました通り許可では、耐震重要度分類一類のシリンダ洗浄棟からの溢水が2類の建物応答の時保護区域、どちらの方に
0:17:27	ようなことを考えておりました。これはご指摘いただきました通り、耐震重要度分類一類の大方のものは同じ第1管理区域とはいえ2例の建物のほうに溢水がいかないように、再検討させていただきたいと思います。
0:17:47	具体的には、このシリンダ洗浄棟第2廃棄物処理所の間的重要度分類、耐震重要度分類一類の堰を設けるということで対応したいと考えております。以上です。
0:18:03	規制庁ウエハラです。回答方針を確認いたしました。
0:18:08	引き続きまして溢水の気排の5のところ、気排系は全部共通と思うんですけども。
0:18:16	すいません。ここはスクラバーは5だけですね、気排の5のスクラバーですけども、屋外のスクラバーは漏えい拡大防止するための堰というのが現状の内容でございますが、これ設置しないでいい理由を説明させていただきたいと思います。
0:18:34	これも書面で結構です。
0:18:42	MNFエジリです。書面での回答を拝承いたしました。
0:18:57	原子力規制庁ナガイです。引き続きまして建物関係の遮へいですね申請書ですと4896ページです。これは添付説明書建9ということで、
0:19:13	その中の建設研究の8図にスカイシャイン線の遮へい盤、これは燃料棒貯蔵棚、1と2ですが、について建物側で遮へい効果を期待する。
0:19:31	遮へい場を申請しているのかという点について、ちょっと違う不明な点がありましたので、確認をお願いします。設備側で申請して、これは設備側で申請していることを、
0:19:47	意図しているものなのか、また他の設備、燃料集合体の貯蔵棚と、にはこのような遮へい盤がついていないのかということで、これは念のための確認なんですけれども、
0:20:05	ついていないのであれば、ついているものがあれば、そういう設計をしているという点についてですね、後日書面で回答をお願いします。なければならないということで、回答をお願いします。
0:20:18	もう三菱原子燃料テラヤマです。後日書面で回答することによってよろしくお願いいたします。
0:20:31	はい。規制庁アリタです。続きまして臨界の関係で私から1点お伝えします。内容としましては3343ページの図面
0:20:44	UO2ベルト貯蔵設備のポート(焼結用台車2)ってやつですが、これを見ると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:54	図面でスペーサーの距離が書いてあるんですが、これよく見ると入れ物ポートですね、ポートが2種類あってそれを時の厳しい方の
0:21:03	要はもう2種類のうちの厳しいほうの値でポートを書くべきだと思うんですがそれはちょっと書いていないように見えますので、適切に確認して修正するようにお願いします。
0:21:25	メール等でそうしました。
0:21:29	はい、原子力規制庁ナガイです。続きまして臨界の関係の確認をさせていただきます。
0:21:39	申請書ですと、320ページの表、イ設の69、これは溶解槽の仕様表になりますので、それに関連して2817ページには図、イ制の28、
0:21:57	これが溶解槽の比重高のインターロック図になりますんで、適合性を説明するものとして5199ページ、添付説明書節1付録後にですね、インターロックの設定値の間がについて、
0:22:16	説明がございます。この中で、設計番号が18.2、設12のですね、溶解槽比重高インターロックについて、このインターロックの設定値の考え方について、
0:22:32	説明をお願いします。これはもともと許可のですね核的制限値があるんですけどもそれを超えた方の時点でインターロックが作動するというような設計になっているんですが、
0:22:49	それではよろしいかということで、ここですね、どういう考え方に基いてインターロックの設定値を決めているのかということを説明をお願いします。
0:23:07	MNFのナガトシです。
0:23:09	ご指摘いただいたものいっぱい通ってますけど、なぜここまで来て、上流側の原料フードボックスですね、ちょっと前からウラン粉末投入しますって、これはですね事業側に期待しておりますので、比較していただいた運転により投入量が変わってきて現地化もらうことが確認
0:23:29	できたんですけど、原料フードボックスへのウランの投入量については、160番、安全機能番号160番の原料フードボックス質量高インターロック
0:23:41	によってですね、核的制限値を
0:23:48	わかるように必要な設計としてございます。またさらにですね、臨界を目的として、ご指摘の164番比重高インターロックを設けております。溶解槽比重高インターロックは、
0:24:04	、万が一ウランが追加投入される異常状態においても、
0:24:09	臨界安全を担保することで上載について推定臨界下限値を上回らないっていうのを
0:24:19	考慮してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:25	以上です。
0:24:27	はい、原子力規制庁ナガイです。今のご説明ですと、推定
0:24:36	臨界下限値、はご説明の内容はそういうことなんですが、許可で皆さんが申請書に記載して許可されている核的制限値というのは、
0:24:51	その半分で許可されておりますので、インターロックの設定値については、そういう評価上、
0:25:03	臨界にならないからいいんだということで設定するのではなくて、許可でされた核的制限値を超えないようにインターロックが動作するというで設定するようにしてください。
0:25:20	今のような考え方で設定しているのが、他にもないかですね、今回、特にインターロックする関係、核的制限値の他にも熱的制限値であるとか、その他
0:25:37	圧力とか、いや、第5次申請から察次回送りされて、今回申請している各種インターロックがありますので、すべてのインターロックについて、
0:25:52	許可なり、設計上の最高使用圧力とか温度とかを超えない。
0:26:00	形でインターロックが設定しているか、すべてを確認した上で、次回の面談で確認した結果として、超えているものがほかにもあるのかないのか、どう、どれぐらいの、どういうふうを考えて、
0:26:16	設定値を決めているのかというのは、改めて説明をするようにしてください。
0:26:26	MNF ナガトシです。ご指摘の内容ちょっと承知しました。ちょっとあれですね、評価条件等混在しておりましたので、改めて見直して対応させていただきます
0:26:41	はい。原子力規制庁ナガイです。
0:26:44	それから同じく臨界の観点なんですが、今度は対象設備として、また保安秤量器になります。ページ数については、1982 ページの仕様表で、4.2 設 6 ですね、
0:27:02	次回以降複数ユニットについて次回以降申請する予定のものがあるということなんですが、これ次回表と呼んでますけれども、次回以降申請する予定の内容が記載された。
0:27:18	表が添付されておりません。それから次回以降、申請に係る括弧内の記載があるんですけど、これは領域間の干渉の説明であって、となっておりますが、建物側と設備側の
0:27:36	どちらの設計で整理するのかとしているのかという考え方をですね、説明をしてください。
0:27:44	あわせてですね、設備機器、これは秤量器になりますが、については、工場棟領域内の複数ユニットの設計仕様が仕様表に記載されておりませんので、
0:27:59	記載するようにしてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:03	特に仕様表への記載漏れは、求められる安全機能の申請漏れにも繋がりますので、この
0:28:15	設備に限らずですね、求められる安全機能については漏れなく、仕様表に記載した上で、その位置構造とか強度が求められるのは強度とか、それから技術基準の適合説明をするように、
0:28:32	しているかどうかをですね、もう一度よく確認してください。本件についてはこの当該部分については、
0:28:42	対応のところをですね、次回、書面で回答していただければ結構ですけれどもその他類似の確認
0:28:52	申請漏れ記載漏れがないか、よく確認して、その結果を節も書面で合わせて説明するようにしてください。
0:29:04	それから引き続きまして、臨界なんですけれども、申請書の 4526 ページ、それから 4686 ページにもありますけれども、
0:29:18	臨界の離隔距離、
0:29:21	による隔離。
0:29:24	によって領域同士のが干渉しないという。
0:29:28	いうこと的设计仕様を秤量設備など多数の設備機器の仕様表に記載しております。
0:29:40	これについてはどういうふうな考え方で記載になっているのかですね、
0:29:49	ちょっと説明をしてください。
0:29:52	それから仕様表ですけれども、1987 ページのところの
0:30:01	仕様表の一般仕様のところで、取り扱う核燃料物質、
0:30:07	これ秤量器ですが、ペレットを取り扱うということになってますがいっぱい仕様のところに記載しておりませんので、取り扱う核燃料も漏れなく記載するようにしてください。
0:30:23	以上 3 点については後日書面で回答いただければ結構です。よろしく願います。
0:30:30	三菱原子燃料のテラヤマです。後日書面で回答します。承知いたしました。
0:30:43	原子力規制庁のタケダでございます。同じく臨界に関するところで、私の方から 1 点確認させていただきます。
0:30:52	この内容も事実確認だけでございますので、後日書面で回答をいただければと思います。
0:31:00	ページがですね 3325 ページになります。
0:31:06	ここで、このページはスクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)、(2)、ここの図面になるんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:15	この図面の中です、このスクラップ貯蔵棚と壁との離隔です、離隔の制限等の記載があるんですけども、その中で、スクラップ貯蔵棚と天井との間隔、
0:31:31	それと同じく貯蔵棚と、南側壁面との間隔については制限値の記載がないんですけども、この理由は何でしょうかということです。もし制限値があって記載に漏れがあるようでしたら、記載をお願いします。
0:31:49	タケダの方から以上でございます。
0:31:55	三菱原子燃料テラヤマです。後日書面で回答いたします。
0:32:04	規制庁タナベです。続きまして臨界について確認を行いたいと思います。
0:32:12	仕様表ページ 198 ページ、遠心分離機(洗浄用括弧)。
0:32:19	仕様表、ページ 218 ページ清澄液受槽ですかね。こちらですが、ウラン溶液を取り扱う設備機器は全濃度で未臨界とする。番号でいうと4-1の設7ですが、
0:32:36	こちらが該当しないのはなぜでしょうか。清澄液の方は液体廃棄物しか扱わないため、不要という考えなかったのかもしれませんが、遠心分離機(洗浄用)についてはですね、硝酸ウラニル溶液を使うので、こちらが該当するのではないのでしょうか。ちょっと、
0:32:56	こちら説明をお願いしてもよろしいですか。
0:33:10	MNF ナガトシです。
0:33:12	ですね、遠心分離機の使い方なんですけど、ADU スラリを分離してですね、固形部分と液に分離するようなものがございます。臨界評価上はですね、2つの領域に分けてですね、
0:33:30	固形分が入ってくる部分については全濃度で評価を行い、一方駅側ですね、ウランがほぼない状態でございますので、
0:33:44	清澄液といことで全濃度での評価を行ってございませんで、液側は事業許可での評価条件をまず考えてございますから、とですね、
0:34:00	遠心分離機
0:34:02	定期的にはですね、洗浄を行います。
0:34:06	休止時にはですね、内部の液体を遠心分離機に限らずですけど液を全部抜いた状態にします。ただですねウランが、多少その固着する設備に付着するということがございますので、
0:34:22	硝酸を出て流して、通常洗浄すると。
0:34:26	ということでございます。その他にはですね、遠心分離機にもですね、硝酸の溶液を流すと。結果ですね、固着していたウランが解けて硝酸ウラニルという形になる形態としてはということがございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:43	そういうことがありますので硝酸ウラニルと積極的に分離するとか、そういう目的ではなくてですね、洗浄の際に、副次的に発生するというところでございますので、取り扱いますということでございます。
0:34:57	以上です。
0:34:59	規制庁タナベです。硝酸ウラニルの取り扱いについては承知いたしました。一つ確認なんですが、説明の最初の方で、ADUが入ってくる領域については全濃度の全前濃度での臨界評価を行うというふうにちょっと理解したのですが、
0:35:20	そうすると結局、遠心分離機性について洗浄用は取り扱う核燃料物質にADUが入ってるから、この4-1の設7って該当するって理解ではないのでしょうか。ちょっとそのところがよくわからないので、ちょっと説明をお願いしてもよろしいですか。
0:35:41	はい。MNF ナガトシです。評価モデルはですね、事業許可をちょっとご覧いただけるとありがたいんですけど、その中に遠心分離機1つの、全部の機器をモデル化して半分ぐらいが全濃度半分ぐらいが
0:35:59	ウランの濃度を制限値を設けた上で評価します。記載します。仕様表上はですね、主語が遠心分離機、となつてございますので、そこに対してこの4.1 設7をとってしまうと、全部が。
0:36:15	全濃度評価してるという誤解を生じてしまうのではないかなと、こういうことがありましたので、この辺の設定7というのはちょっと取ってないというふうに考えてございます。
0:36:29	規制庁タナベです。今の説明で言うと、結論いってしまうと許可通りの考え方であって許可に合わせて記載をしているって理解でよろしいですかね。そうしましたらちょっとこちらの方でもう一度許可のほう確認していますので、この件は、
0:36:46	こちらでちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:36:53	MNF ナガトシです、よろしく願いいたします。今ですね
0:36:57	I許可のですね、当ページ移らせていただきましたので、
0:37:03	これ注釈にいいかな。
0:37:14	ここに評価条件を示してございますので、本当によろしく願いします。
0:37:23	規制庁タナベですがちょっとページ数ちょっとちっちゃいので、ちょっと明示的に伝えていただけませんか。
0:37:33	はい。ページはですね、添付5の168ページでございます。
0:37:55	規制庁タナベです。ページ数について承知いたしますと本件についてはこちらちょっと内容許可の168、添5の168確認させていただきますのでよろしく願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:09	続きまして、指摘事項臨界についての確認事項ですね、お伝えしたいと思います。
0:38:17	分析装置関係につきまして、仕様表、申請書で言いますと 5034 ページから、添付説明書、設 1、2、他ですね。
0:38:33	工場等領域と加工棟領域の複数 2 度の評価、立体角評価、領域内のすべての設備機器が対象となっているのでしょうか。
0:38:47	今後追加で申請予定の設備機器はあるのでしょうか。
0:38:53	あわせて立体角評価結果が変更となっているものがありますが、それはなぜなのか。
0:39:00	以上ですね、こちらの事実確認になりますので、後日書面での回答をお願いいたします。
0:39:08	タナベからは以上です。
0:39:14	三菱原子燃料テラヤマでございます。ただいまの件について後日書面で回答します。よろしくお願いいたします。
0:39:28	はい。規制庁アリタです。じゃ次からはこれまで 1 度取り上げた情報についての追加のコメントに移りたいと思います。まず一つ目、地盤について私から 1 点コメントでこれは後日書面で回答していただければと思います。
0:39:46	内容としましては、申請書 1615 ページ、ここにある
0:39:51	気体廃棄設備(2)供給ファン(1)の仕様表の地盤に係る設計で屋外サポートする堰設置ってあるんですが、この設備は屋内不備なのでこれは誤りだと思いますので確認して適宜訂正をお願いします。
0:40:19	はい。三菱原子燃料テラヤマです。後日確認して、所報告いたします。よろしくお願いいたします。
0:40:30	規制庁小澤です。
0:40:33	続きまして、受振に関する耐震に関する確認事項です。
0:40:40	まずですね、
0:40:45	11 月 20 日面談コメントさせていただいて 27 日の反映版ということですね、提示いただいている資料についてでございますけれども、44 から 47 ページにかけてですね。
0:41:02	波及的影響を考慮する設備の中で抽出していただいております。これは思った以上にですね、波及的影響を考慮すべき設備というものが挙げられておまして、これらのですね抽出した考え方というものを、
0:41:22	ご説明をお願いします。
0:42:09	規制庁小澤です。説明をお願いしたいんですけども、今準備しているところでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:18	三菱原子燃料のウチダです。そうですね説明するために準備しておりますので少々お待ちください、すみません。
0:43:15	三菱原子燃料のウチダです。夫お待たせいたしました。ご指摘ありましたものですね、対象機器類がもうで4ページにわたって説明をしていただいて、当該当時今日ですね、説明させていただいております。抽出機器についてなんですけれども、
0:43:34	波及的影響を考慮すべき設備としての抽出方法として、設備の高さですねそれと距離を確認しまして、その距離が高さ、距離が高さよりも短い場合、それが波及的影響対象す。
0:43:53	というふうに選定しております。
0:43:56	今のような選定の方法を考慮しますと、2類設備と3類設備ですね、すべて確認した結果、4ページにわたる機器が抽出されたというものになってます。ちなみにこの意見聴取結果についてなんですけれども、
0:44:13	評価を評価の対象距離が近くて評価の対象になったというものでして、実際に紛争の影響を受けまして評価をしたものというのは、このうちで少ないですね2件とかその程度です。
0:44:30	なのでこの表は対象となったものですね考慮する機器ということで、距離が近いものっていう関係観点で、どうかしております。以上です。
0:44:47	規制庁小澤です。まずこの表については、距離が近いということで挙げられて、結果としてまた評価をしたものはこのうちの二つ程度だということだったと思う説明だったと思うんですけれども、
0:45:05	図面です。一応一通り追っかけてみたんですけれども、図面でこの設備等を確認するとですね今の御説明からは、これから該当しないものも多く、
0:45:19	含まれているというような認識でちょっと質問したところですね。ですので、そういうところも含めてですね、確認いただいて一部今の説明に多分相当しないものが含まれると思いますので、
0:45:39	これは確認いただいた上で後日で結構ですので、回答いただければと思います、紙面で書いていただければと思います。
0:45:49	三菱のウチダです。承知いたしました。確認し、また書面で返答はさせていただきます。
0:46:00	続いてですね2点は事実確認だけですので、後日紙面で回答いただければと思うところをお伝えします。
0:46:11	まず今の波及的影響です。対象設備についてなんですけれども、評価すべきその上位の地震力というものについてですね、仕様表も含めて記載するようにお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:29	というのは、非該当と思われる等というのはですね、3類の場合は、波及的影響その一類に相当するのか、2類に相当するのかというところが、不明なところがありますので、こちらのほう明記するようにお願いしたいと思っています。
0:46:48	あともう一つですね。
0:46:50	P43の下から二、三行目のところの御説明なんですけれども、波及的破損を及ぼさないことを確認した設備機器を添付表に示すとあるんですけれども、こちらのほう正しくは、波及的破損を考慮すべき設備機器
0:47:09	という言い方が正しいのではないかと思いますので、こちらの方も確認した上でですね、後日紙面で書いていただければと思います。よろしくお願いします。
0:47:24	三菱原子燃料のウチダです。ご指摘いただきました2点ですね、確認させていただきますまして閉めて回答させていただきます。
0:47:36	規制庁小澤です。
0:47:39	続きまして、ダクトの耐震性に関する確認をさせていただきたいと思います。
0:47:50	申請書で言いますと、5229ページ。
0:47:56	になると思うんですけれども、
0:47:59	火災対策として、塩化ビニール製ダクトには耐火シートを被覆する設計となっているところですので、このページを許可ではそうなってるんですけれども、設工認においてはこれらについて、
0:48:16	不燃性物質にしますよというところの
0:48:21	ご説明がされているところです。この説明の5229ページの下側なんですけれども、火災原因の近く、これ許可を踏まえて、許可では火災源の近くということだと思うんですけれども、
0:48:38	詳細設計においては火災影響評価、この中には明らかに距離が離れているから、影響ないという判断も含めたものとして言ってます。火災影響評価をして、
0:48:52	影響ないというようなところで、影響あるものを選定してっていうところだと思いますけれども、
0:48:59	この下側に書かれているその気体廃棄設備(2)が二つあって、(3)が一つあるんですけれども、このですね、どういうものがあってですね、
0:49:16	位置関係だとかそういうものですね、図面上で系統図しか参照されてなくてですね、追えない状況になってます。具体的には、あれですかね系統図を見ても、排気ファンだとかが設置されているような、
0:49:34	図になってございませんで、そちらの方どういうふうなことになってるかっていうのをご説明いただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:00	MNF エジリです。こちらですね火災源として、当該の材料を変更する材質を変更するダクトに影響を及ぼす火災原因というものはですね、
0:50:18	排気ファン気体廃棄の設備ではなく、他の設備となっております。
0:50:26	今現在申請書の方には、図面等で位置関係が示せていないのでこちらについては記載を検討させていただきます。
0:50:42	規制庁小澤です。検討する旨承知いたしました。
0:50:48	そうしましたら、続いて次の確認事項に移ります。
0:50:58	大型混合装置(1)についてなんですけれども、図面で言いますと、2951 ページになります。
0:51:08	大型粉末容器のボルト固定についてなんですけれども、容器落下防止とありますけれども、
0:51:19	これは地震時の転倒防止機能も有しているのではないかとということと、固定部より、粉末容器の重量が、
0:51:31	大型今後装置の水平荷重として採用するルート考えられますけれども考慮されているのかという点についてご説明をお願いします。
0:51:46	三菱原子燃料のウチダです、まずはですね大型混合装置(1)でですね、要求落下防止とありますけれども、地震時の転倒防止ですね、についても見ております。
0:52:04	耐震性を含めて閉じ込めの観点で問題ないことははっきりしておりますし、その必要寸法について満足していることを記載しております。0 要求の落下防止の結果のところ転倒防止の機能に、ごめんなさい。耐震性をを含むですね。
0:52:22	転倒防止というものが含まれているというような、
0:52:26	事例になっております。
0:52:29	等で変わっては、大型粉末容器(1)の
0:52:35	粉末混合するために持ち上げる構造となっているので、持ち上げた状態としております。
0:52:42	ここは繰り返しフィンという語句説明に示してます。大型粉末容器なんですけれども、基準に見えてますのは、繰り返し投入ボックスこれから周分という目途近くに終わった混合装置がございまして、
0:52:58	それが点し燃交場合にあるんですけれども、それで持ち上げた状態を通して示しております。よって繰り返し粉投入ボックスにもって指示しているわけではございません。はい。以上です。
0:53:12	規制庁小澤です。最後の御説明のところは、ちょっと図面上でよくわからなかったりというところで、内容を理解しました。前半部分のところ、耐震性を含む転倒防止というところも含めて考慮しているというところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:30	申請書上で読み取れなかったので、読み取れるということであれば読み取れるところを提示教えていただきたいのと、読み取れないということであれば、記載の検討ということも含めてですね、後日、
0:53:47	紙面で回答いただくようお願いいたします。
0:53:55	三菱原子燃料のウチダれです。読み取れるか読み取れないかですね、確認させていただきます。紙面で回答させていただきます。
0:54:10	規制庁オザワです。続いて、大型粉末容器用の台車についてでございます。申請書でいうと、3303 ページになります。
0:54:27	こちら今回補強とか改造するということで、アウトリガーと補助輪間補助というところで改造するということなんですけれども、こちらの方、図面上で寸法の記載が見当たりませんので、
0:54:46	こちらの方は寸法を記載するようお願いいたします。それと
0:54:52	その他のですね、搬送機器について、転倒防止を
0:55:00	策を講ずる必要があるのかなのかというところについて、ご説明をお願いします。
0:55:17	MNF のヤマダでございます。台車の転倒につきましてはですね、
0:55:25	建築説明書のところの 1、これ全体的な転倒防止の検証でございますけれども、この中にも書いてございますが、台車関係は作業員の搬送物を落下しないようにということで、それを考慮した上で転倒防止を
0:55:43	講じるということでございます。その中でですね、ただ大型粉末容器の台車のように背が高くてですね重いものを搬送する台車など転倒の恐れがあるものについては転倒防止を講じて必要に応じて必要であれば、
0:56:01	検討するようであれば、改造を今回例えばこの大型粉末の容器台車であればしたという経緯でございます。なおご指摘の仕上がりペレット貯蔵台車でございますけれども、転倒するかしないかを評価したところ、検討しないということで現状必要ございません。
0:56:20	以上でございます。
0:56:23	規制庁小澤です。私の方もそちらの添付資料の切 6-1 のほうは 4 でございます。このところですね、最後のところ仕上がりペレット貯蔵棚のところなんですけれども、
0:56:38	評価をし、すでにもうしておって、改造の必要なしというようなところがですね、現状読み取れるようになってなかったと考えておりますので、そちらの方ですね。
0:56:54	読み取れるようにしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。
0:57:01	MNFヤマダです。承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:06	規制庁小澤です。最後の確認になるんですけども、
0:57:11	シリンダー貯蔵架台、シリンダー固定用のチェーンに関しての質問です。こちら転倒防止、は閉じ込め機能の観点でですね、ご説明されているんですけども、
0:57:27	地震時の転倒機能防止機能も有しているのではないかとということと、これは大型粉末容器貯蔵架台の容器固定用チェーンについても同様なんですけれども、こちらについてご説明をお願いします。
0:57:50	三菱原子燃料のウチダです。ご指摘ありましたシリンダー貯蔵架台シリンダー固定長チェーンあと大型粉末容器の容器固定用チェーンですね。こちら耐震性を有すことは確認しております。
0:58:08	連日表なりですね、4に読み取り例の内容確認しまして、読みかえがなければ記載を適正化させていただきます。それを確認しない後またご連絡させていただきます。
0:58:20	以上です。
0:58:23	規制庁オザワです。よろしく申し上げます。私からは以上です。
0:58:30	はい。規制庁アリタです。続きまして閉じ込め関係の事実確認に移ります。私から1点でこれも確認して適宜修正していただき、適宜補正の方で修正して、あと紙面の回答いただければと思います。
0:58:46	内容としましては申請者の5620から5622ページ、ここに堰ウラン回収第1系列石第2系列1、第2系列にこれらの設計の根拠として、堰の中にある各設備の
0:59:03	保有液量を書いてるんですが、これらの液量について主要行からの読み取れないものがありました。具体例としては、
0:59:12	336ページに仕様表がある洗浄液受けポット352ページの6期廃液を402ページの仕上げろ過機、
0:59:22	こういったものが
0:59:25	一覧表に数字はあるんですが仕様表にありませんでしたので仕様表のほうに反映するようにお願いします。
0:59:36	MNF ナガトシです。承知しました
0:59:41	規制庁カミデです。私の方から3点ほどあるんですけども。まず1点目が、ロータリーキルンの使用状況でこれは254ページですか。ここの変更内容では、閉じ込め性強化のためにインターロックを設置。
1:00:00	強化するとあるんですけども、同じ仕様表の閉じ込めの欄ではインターロックについて記載がないので、この点について確認してくださいというのが1点目です。2点目は、ADUスクラバー停止警報設備なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:17	この警報が鳴ったときに、設備を止めるという対応をとるとのことなんです が、添付資料のページでいうと 5589 ページだと、洗浄設備を停止すると。
1:00:33	いう記載があって、一方で、5460 ページの説明では、乾燥機を提出するという 記載になってますので、この洗浄設備と乾燥機、どちらが正しいのか、などで すね、ちょっと記載を確認して適正化してください。
1:00:54	あと 3 点目ですけれども、ADUバグフィルタこれは仕様表の 143 ページ。
1:01:02	になりますけれども、これはバックアップフィルタのある排気系に、接続されてい るんですか。この設備はバックアップフィルタのない排気系には一般というか 局所排気系に
1:01:17	も接続してあって、
1:01:21	これはおそらくですね、弁を設置して切り換えを押して切り換えをするような運 用になってると思うんですけども、その辺の説明が添付説明資料の 5457 ペ ージ。
1:01:38	に説明がないためその点の説明を追加してください。以上 3 点については後 日書面で回答いただければと思います。
1:01:52	MNF ナगतシです。承知しました。
1:01:56	規制庁のフジワラです。私の方から閉じ込めに関して 2 点確認させていただきます。
1:02:03	まず粉末輸送装置②、また粉末充填ボックス、こちらの仕様表で 277 ページ、 281 ページに 10.1 の
1:02:18	設 53 に対応されることが記載されています。しかしながら、添付書類の基本 方針書には、こちらの説明が不足しています。ですので、こちら説明を追加し ていただきたいと思います。
1:02:31	2 点目ですが、
1:02:33	開店混合機仕様表で 427 ページにございます。こちら仕様表では、パッキンに ついて閉じ込め機能の対応される 10.1 の節に対応されるということが記載さ れていますけれども、別の設備、例えば、
1:02:51	サンプルですとか、粉末輸送装置の②、そういったもので図面の中にパッキン が示されていますけれども、この回転混合機のように対応されるというものが ないものがございます。こちらへと対応や記載についてどういった整理をされ ているか。
1:03:11	こちらを説明していただきたいと思います。以上 2 点につきまして、後日書面 にて回答いただければと思います。以上です。
1:03:23	MNF ナगतシです。承知しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:30	規制庁アリタです。続きまして私の方から警報関係 1 点だと、その他どこにも紐づくがないものについて 2 点、続けて
1:03:42	コメントしますので後日書面で回答をお願いします。
1:03:47	一つ目、1655 ページの給排気ファンの起動停止インターロックなんですけれど、
1:03:55	については警報設備等の情報に該当しないのかと。これその他の設備のインターロックも全部同様だと思いますので確認をお願いします。
1:04:05	続きまして 3353 ページの金属管用台車(1)についてです。これ、図面を見るとなんか容器がこれ長方形で短辺と長辺があると思うんですけど、これどちらを長辺に置くのがちょっと図面から見えないなど。
1:04:22	仮にこの図でいくところの縦方向が長辺だとすると寸法が足りなくなるので、ここを名確保するのをお願いします。
1:04:30	三つ目、
1:04:34	120 ページの 3352 ページの
1:04:42	余剰、ペレット貯蔵棚ですかね。この棚についてなんですけれど、
1:04:47	ここ見ると金属管の数が仕様表には、金属缶 30 個あるんですけど図面のほうでは、最大 ■ 個って書いててちょっと数が統一されてませんので、この関係を整理して説明するようにお願いします。以上でございます。
1:05:09	三菱原子燃料のナカムラです。拝承いたしました。
1:05:15	規制庁のフジワラです。私からもう 1 点、
1:05:20	大型混合装置についてなんですけれども、大型混合装置の材料一覧で 471 ページに書かれている落下防止のための固定部材について、この材料は材料の記載としてよいか。
1:05:35	ふさわしいかということを確認していただきたいと思っています。また、この大型混合装置の図面を確認しますと、2588 ページ、こちらの図面では、この材料が別のものが書かれていたりしますので、
1:05:51	この材料一覧等をと整合しているかを確認していただいて、適切に修正していただきたいと思っています。こちら別途後日書面で回答していただければと思います。以上です。
1:06:07	MNF ナガトシです承知しました。
1:06:11	原子力規制庁の河原崎です。続けて、私から 2 点。
1:06:16	お伝えします。まず 1 点目、5210 ページの箇所、
1:06:22	パーツフィーダー 1、2、3 について、申請において不燃または難燃として位置付けていない材料を用いるとしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:30	その点について添付説明書の表の注釈においては、その理由としてパーツフィーダー1、二、三は機器を囲うフードボックス内にあることから、当該材料が火災の発生元とはならないためとしています。理由の説明としては不明確です。
1:06:46	この点についてご説明をお願いします。続きまして、4535 ページの
1:06:55	工場等の連続焼結炉確保等の連続焼結炉の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は、十分な支持性能を有する建物の壁に設置するとされており、仕様表、
1:07:10	連続焼結炉においては、圧力計、電流継電器は耐震強度を有する設備機器により支持されるとした上で、窒素ガス供給装置は十分な支持性能を有するコンクリートサポートに設置するとされており矛盾しておりますので、この点についても、
1:07:27	来回答を後日ですね、この2点については後日書面にて回答をお願いします。
1:07:43	三菱原子燃料ナカムラです。
1:07:45	後日回答いたします。承知いたしました。
1:07:51	はい、原子力規制庁ナガイです。では私の方からちょっとまた戻ってしまうんですが、臨界建物臨界関係ですね、主に原料貯蔵場の
1:08:05	設計について確認します。リンクいくつかありますので、
1:08:15	大きく8点あります。
1:08:18	まず一つ目なんです、原料貯蔵所の臨界の設計ですね、申請書です1906 ページの仕様表になりますが、
1:08:33	ここですね、この原料貯蔵所にはシリンダ貯蔵ピットが、これ安全機能番号持たされたものが同じ原料中小の建物の仕様に入っています。で、許可の63 ページとか 150 ページ。
1:08:51	を見ますと、燃料貯蔵シリンダ貯蔵ピットの核的制限値として、UF6シリンダの制限値が参考に書いてありますけれども、今回申請書には、
1:09:08	そのことは記載されていませので、許可を踏まえた、の核的制限値を設定記載するようにしてください。
1:09:15	それから2点目は同じく原料貯蔵所なんです、今度は遮へいの観点になります。これは1900 使用表の1900、1000 飛んで96 ページで、その他構成機器の欄に遮へい壁という、
1:09:33	記載があるんですけども、これは位置、
1:09:37	それ、これの位置とか構造を確認しているんですが、図示されておりません。また安全機能一覧とか添付説明書建9ですね、これ10004893 ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:52	等の関連書類にも記載がございませんので、求められる安全機能をきちっと仕様表に明記した上で、位置構造強度で求め該当する場合は、機能性能を示すようにしてください。
1:10:10	おなじく遮へいの観点で言えば、2197 ページ、図閉遮の1ですね、ここに遮へいかどうかちょっと実はわからないんですが [REDACTED] の間に、
1:10:24	壁が記載されておりますが、この壁に期待する安全機能が何かということを説明をするようにしてください。該当の壁については、
1:10:41	安全機能をもし求めないのであれば、その安全機能を有する施設の壁がですね安全機能を有する施設に波及影響を及ぼすことがあるのかなのかということについても説明をするようにしてください。
1:10:56	それから、2171 ページ図へ社の健の 1-2 の表中にですね、今回、今回の増し壁する壁とかあるんですが、一切丸印がないんですけれども、
1:11:11	遮へい 2197 ページの図弊社の位置では、遮へいの関係図で、遮へいを期待するような記載もございますので、一致していない点がありますので確認をしてください。
1:11:30	以上、とりあえずまず以上 2 点については次回
1:11:37	書面で回答をお願いします。
1:11:46	ここはもう三菱原子燃料テラヤマです。次回書面で回答いたします。
1:11:53	はい。原子力規制庁ナガイです。同じく原料貯蔵所なんですけど、ここからはですね、私の方で許可との整合性という観点で見ている、確認したところ、ちょっと不明な点がありましたので、
1:12:13	その確認になります。
1:12:18	ですね、今回の設工認申請では 1000 飛んで 96 ページの仕様表の一般事項、その他性能欄。
1:12:29	になりますけれども、ここですね、確認したんですが、許可の 150 ページの原料貯蔵場内の核燃料物質の最大貯蔵量の中には天然ウランとか濃縮ウランの粉末とかペレットを含む
1:12:48	ような記載もあるんですけれども、今回の建物とか申請外の設備には記載されていないんですけれども、内されて記載されておりませんで、最終的にこの最大貯蔵能力を
1:13:05	どこにどのように記載するのかということ等、
1:13:11	がの説明をお願いします。
1:13:14	それから、やはりこれもどちらかというと工事関係になるんですけれども、2201 ページで図へ排の 2、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:26	これは取り外す機器の仮置き場所が記載されておりますが、先行申請です ね、既認可の先行申請で取り外すこととした非常用設備、
1:13:43	がこれ該当する場合ですけれども、がある場合には、その仮置き場所の記載 もありませんので、点についても記載するようにしてください。
1:13:53	それから取外し後ですね、仮置きとか、これは代替措置を実施して設備機器 の復旧工事を今回の申請にはないんですけど、今回申請するのもしくは次 回以降なのかという。
1:14:09	ことについても明確にしてください。もしくはその上でどこか記載があるのであ ればそういう説明をお願いします。
1:14:18	それから同じく原料貯蔵場、
1:14:22	なんです、許可との整合の観点で確認しているところですね。2186 ページ の図へ健の 1-6、
1:14:32	これは
1:14:34	平面図になりますが、許可の 143 ページの 2 の (2)、両括弧 2 ですね、原料 貯蔵設備の表の備考欄の注 1 ですね、UFVIは輸送容器に収納し、
1:14:49	ちょっと受若干省略しますが、外運搬規則に適用した状態で貯蔵するという旨 の記載がありますので、今回申請のこの原料貯蔵所の図面には、輸送容器 収納した状態で貯蔵する。
1:15:05	1 とかいう図がですね、明確にされていないんですけど、どのように、今回の認 可を受けて貯蔵する計画になっているのかという点について説明をしてくだ さい。
1:15:16	それから同じく添 5-147 ページの第 2-3 図では、この粉末貯蔵設備がこの 原料注住まいに設置されることになっておりますけれども、この図へ健の 1-6 の平面図には、
1:15:34	記載されておらず、粉末貯蔵設備については、私の方でも許可の安全 機能一覧のも調べてみたんですけど、私の方ではその番号もですね、確認す ることができませんでした。
1:15:51	で、これは設工認でどのように認可を受けて、ちょうどする計画なのかという ところの点について説明をしてください。
1:16:01	それから、これらですね、中設備を今回申請しない場合においても、この許可 の粉末設備を設置するとしている場所にですね、
1:16:17	は安全避難、今回の申請範囲の安全避難ルートやアクセスルートですね、そ こが設定されております。で、原料貯蔵槽に設置する設備の全体像

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	ということですかね。最終的にこれ何回かに分割して申請する予定となっておりますけれども、最終的にどういう形で全体の安全機能を調和させて認可を受けようとしているのかと。
1:16:49	いう計画をですね、について、まず全体像を示した上で、今回、こういうものを認可を受けらんだってというのがわかるように、申請をするようにしてください。
1:17:03	以上 3 点が許可との対応という形での
1:17:11	確認になります。この 3 点についても次回、
1:17:15	ですね、面談ですね書面で回答をするようにしてください。
1:17:33	三菱原子燃料の中村です。承知いたしました。
1:17:39	はい、原子力規制庁ナガイです。あと 3 点あるんですけどここからは 1 点ずつちょっと確認します。まず最初はですね、前回 11 月 27 日の面談の
1:17:54	中補足ということになるんですが、一つですね、安全機能の番号をもって、許可で安全機能盤をた建物構築物とか設備機器の安全機能の一部をですね分割する。
1:18:10	今回も申請ありますけど、分割申請する場合に、既認可の仕様表に追加して記載して追記し、追加申請する安全機能をアンダーライン等で識別する
1:18:28	ようにと、いうことで、お伝えしているところです。これについては
1:18:34	これを原則としてすることについては変わらないんですけども、
1:18:39	一方で令和 2 年 3 月末までに認可を受けた、これ 4 時申請までになります。が、建物構築物設備機器については、既認可の技術基準と現在の技術基準の条項が変更になっておりますので、
1:18:57	それを一つの申請書に書くと、非常に急いで皆さんの管理上ですね、設計番号が上記条文の条項を引用する形でとられておりますので、非常に混乱するケースが想定されますので、
1:19:14	追加、こういう場合にはですね、追加申請する安全機能P認可の集票とは別途ですね区別して作成して、申請することも
1:19:28	ご検討いただければと思いますので、これについては過去の既認可の
1:19:36	第 4 次の工場棟の建物撤廃であるとか、今の切り分けた形で申請が出ておりますけれども、その場合、そういう場合もですね、
1:19:48	想定しておりますので、いずれにしても、
1:19:55	最終的に分割して使用表作る場合であっても、全体として、許可なり、許可で示した基本的設計方針であるとか技術基準の求められる要求事項を
1:20:11	に対して漏れなく申請して認可を受けているということを最終的に御説明いただけるような形で管理する方法を検討
1:20:23	していただきたいということでちょっと追加の連絡になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:33	三菱原燃料中島です 11 月 27 日に原則、アンダーラインを引いて、すべての安全機能をお示するというやり方、これについて今回の 6 次申請どのように見直そうか
1:20:53	ということを検討させていただいております。今日のお話ありました元の鉄扉だけでも、過去令和 2 年 3 月末までに認可を受けたものであれば、確認すると。
1:21:09	いうことを受けて、どちらの方がわかりやすいか抜けもれがないことを示しやすいか検討して、具体的な例で言いますと、鉄扉 7 だけにするか、転換工場なり除染室分析室なりで全部を示しているか。
1:21:26	これ今回の申請とそれから対象となるという予想をでて、また次回第 7 次申請、これでどのように変えていけば全部刈り取ったというか潰したというかお示してきたかと。
1:21:43	ということがわかりやすいかということで考えて、どちらにするか検討させていただきます。
1:21:51	はい、原子力規制庁長いです、はい。その方向で検討をお願いします。何か不明な点があれば、また次回以降の面談で
1:22:05	資料を示してですね、説明していただければと思います。
1:22:10	引き続きまして、ちょっとこれ申請書全体に関わる点について点、
1:22:19	お伝えします。今日の面談でもいくつかお伝えしてますけど、シリンダー洗浄棟の溢水防護設計とか、もしくは原料貯蔵槽の燃料貯蔵設備の設置位置、これは来週、次回以降、
1:22:37	回答していただく予定してますけれども、安全機能を有する施設に求められる安全機能が他の安全機能に影響する。
1:22:49	場合ですね、またその可能性がある場合は、その設計レビューとかですね、どのような検討が行われて設工認申請に至ったのかという点についても間近の通り書面というような、どういう形で検討しましたかっていうのはこの
1:23:08	事例の中でですね、あわせて説明していただければと思います。今日もシリンダー洗浄等の溢水と、それから、
1:23:19	耐震関係についてお答えいただきましたけど、これは例えば閉じ込めの負圧のバウンダリであるとか、そういうところも含めてですね、建物全体で、
1:23:34	の安全機能をどういうふうに考えて設定しているのかっていうのは、個別の設計を確認する上で、系統であるとか、そういう個々の設備設計に影響してきますので、まず
1:23:50	その点を説明していただいた上で、個別の設計仕様がきちんとこういう形で出てきますということがわかるように、説明をしてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:06	三菱原子燃料のナカジマです。承知いたしました。別途書面を出していただいた面談でご説明させていただきたいといたします。
1:24:18	原子力規制庁ナガイです。もう1点なんですけど、これもちょっと戻ってしまうんですが、秤量設備です。これは申請書の1987ページの保安秤量器のu管理の1と2。
1:24:35	になりますけれども、これはUF6シリンダーや大型粉末容器の重量測るロードセル式の秤になっておりますけれども、これはちょっと単品での
1:24:51	この安全機能認可ということになるんですが、吊り下げ型この型式を見ますと、吊り下げ型のような形になっておりますので、その場合にですね、例えば搬送設備であるとか、
1:25:08	安全機能を有する設備の三坑ですね、等ですね、該当するのかもしれないのか、どういう考え方で設計なり、一般汎用品ですね、一般産業工業品、
1:25:25	一般産業用工業品、
1:25:29	だと思えますけれども、これを使用して、核燃料施設の安全が加工施設の安全機能を有する施設として使用するというふうに考えているのかという点についても、
1:25:45	ご説明をお願いします。特に、
1:25:50	これらのですね搬送設備等が該当しない場合は、その理由を簡単簡潔で結構ですけど記載するようにしてください。該当する場合には申請漏れのないよう、しっかりと管理するようにしてください。
1:26:08	以上の点については次回面談で書面で回答するようにしてください。
1:26:23	三菱原子燃料の中村です。承知いたしました。
1:26:34	はい。規制庁アリタです。本日こちらで利用した事実確認は以上になります。ほかにコメントとかご質問とかありますでしょうか。
1:26:50	はい。ないようでしたらこれで終了したいと思いますんですけど、ちょっと三菱さんの方から何かあれなんですか。
1:27:00	三菱原子燃料テラヤマです。特にこちらからございません。
1:27:06	はい。規制庁アリタです。ないようですので、これで面談を終了したいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。